第８章　教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究等の環境整備に関する方針	本学における各種方針について_教育研究等の環境整備に関する方針 https://www.u-tokai.ac.jp/uploads/2023/10/a577954139edd8d0df9d272bc6620d0a.pdf
東海大学付属図書館資料収集規程	東海大学付属図書館資料収集規程（5201） （非公開）
東海大学付属図書館	東海大学付属図書館 https://library.time.u-tokai.ac.jp/
東海大学キャンパス利用計画の検討に関する内規	東海大学キャンパス利用計画の検討に関する内規 （非公開）
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
研究活動の不正防止	研究活動の不正防止 https://www.u-tokai.ac.jp/about/compliance/prevention/
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和３年２月１日改定　文部科学大臣決定）	文部科学省ホームページ_研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和３年２月１日改定　文部科学大臣決定） https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_1.pdf
研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	文部科学省ホームページ_研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学省） https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/__icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf
東海大学研究活動に係る不正防止対策及び不正行為への対応に関する規程	東海大学研究活動に係る不正防止対策及び不正行為への対応に関する規程（4484） https://www.u-tokai.ac.jp/uploads/2023/11/kitei4484ver20230401.pdf
東海大学研究組織の役割分担及びデータ保存に関する規程	東海大学研究組織の役割分担及びデータ保存に関する規程（4487） （非公開）
備考：	

［第８章］　教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、建学の精神に基づき、「明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材の育成を通して、調和のとれた文明社会を建設する」ことを教育の使命とし、「自らの思想を培う」「学生一人ひとりの素質の伸張を支援する」「文理融合の幅広い知識と国際性豊かな視野の獲得」を、本学の人材を育成するための教育理念として定めている。

教育研究等の環境整備に関する方針は、上記の建学の精神、教育理念に従い、多様な学生の学修効果の向上ならびに、教員の教育・研究機能の向上を図るために、「施設・設備」「情報環境」「図書館」「研究環境」の各項目に関して定めている（根拠資料 8-1【ウェブ】）。以下、項目ごとにその内容を列記する。

【施設・設備】

大学設置基準に従い環境整備を図ることと、キャンパスの全体構想に基づき、施設・設備の整備を図ることを定めている。

【情報環境】

常に最善の情報環境の整備に努めると同時に、情報システムの安定・安全運用に努めている。

【図書館】

東海大学付属図書館資料収集規程（根拠資料 8-2）に基づき、学術・文化情報を系統的・機能的に収集することと、常に最適な学術・文化情報サービスを提供することとしている。

【研究環境】

研究活動の高度化と活性化のために、競争的研究費獲得支援制度、共用研究機器等の環境整備及び、研究補助人材制度の整備、充実を図るとともに、知的財産等に関わる組織的、人的支援体制を整備することを定めている。

教育研究等の環境整備に関する方針は、本学オフィシャルホームページ（根拠資料 6-1

【ウェブ】）で公開しており、これを通じて学内教職員への共有を行っている。
本学は毎年度自己点検・評価報告書（全学）を作成し、方針に従った業務遂行について点検・評価を行っているが、2022年度及び2023年度自己点検・評価活動を行った結果、一部方針と現状業務の乖離が見られたため、方針の見直しを行った（根拠資料 8-3）。
以上の通り、方針は毎年度行っている自己点検・評価活動を通じて見直しを行っており、適切な方針であると評価できる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

① ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備 、情報セキュリティの確保
② 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
③ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境の整備
④ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

【施設・設備】
校地・校舎面積は、校地2,183,233 ㎡、校舎 519,800 ㎡と、ともに大学設置基準第34 条に規定されている「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする」との条件（校地 304,380 ㎡、校舎 269,286 ㎡）を十分に満たしている（大学基礎データ表1）。 また、「学園マスタープラン」にて校地・校舎については施設の有効活用を踏まえた効果的・効率的な施設整備の推進を方針に定め、学生１人当たりの面積等を検証し、校地については事業計画に基づいた利活用の検討、校舎については2023年４月１日現在の耐震化率が81.9%であることから、耐震化を最優先とする整備を進めている（根拠資料 8-4【ウェブ】）。
本学における施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保等に関しては、「教育研究等の環境整備に関する方針」（根拠資料 8-1【ウェブ】）を基本方針として定めており、大学全体では「東海大学キャンパス利用計画の検討に関する内規」（根拠資料 8-5）の下、整備を推進している。各キャンパスでは教育研究の専門分野や校地・校舎の状況が異なることから、特徴を生かした教育研究等の施設、設備の環境を整備している。例として将来についての施設設備計画をまとめたグランドデザインを策定しており、能動的学習環境整備及びグローバルスタンダード施設を拡充することをデザインプランにて示している（根拠資料 8-6）。
安全及び衛生の確保（管理）については、消防設備点検・建築設備定期点検及びその他各種点検を実施し、法令を遵守した管理を行っており、ビル管理法に基づく害虫点検・駆除及び空気環境測定も定期的に行っている。2023年度には湘南キャンパスにて耐震化

完了計画及び学生活動拠点整備の一環として、ものつくり館及び部室棟を解体し改修工事を行い7号館へ集約した（根拠資料 8-7）。

学生生活の快適性においては、各キャンパスにラーニングコモンズや集えるスペースを設けることで滞留や自習のしやすい環境整備を順次計画している（根拠資料 8-8)。また、教室机椅子入替計画の一環として湘南キャンパス 16 号館及び 2 号館を実施した他（根拠資料 8-7)、札幌キャンパス新１号館の設計業務、各キャンパスにおける各種照明のＬＥＤ化促進を進めている。その他のキャンパスにおいても、卒業アンケートや教員からの教育研究環境の要望等の施設ニーズを抽出し、整備計画を進めている（根拠資料 8-9、10)。

各キャンパス施設におけるバリアフリー化は、構内全体の影響箇所を調査した上で教室棟を中心に学生の利用状況を鑑みながら新築、改修計画に沿って、順次バリアフリー化を進める計画を策定（根拠資料 8-11）しており、直近では静岡キャンパスにて１号館～３号館間動線の段差解消、多目的トイレを新設している。

その他、災害時に備えて各キャンパスでは避難経路を設定し、定期的に見直しや現地確認を行い、安全な避難経路の確保を行っている。高等教育部門の危機管理に関する最高決裁機関として、危機対策委員会を置き、危機防止策及び緊急事態に対する対応の検討、実施を行っている（根拠資料 8-12、13）。

避難経路は、危機対策委員会で検討しており、災害等が発生した場合、屋内または屋外の避難に際し、使用する道筋として示したものである(根拠資料 8-14)。避難経路の周知については、快適に充実した学生生活を送るために安全で安心な生活環境が不可欠となることから、４月１日から開催される2024年度ガイダンスの「学生生活　安心・安全ガイダンス」の中で新入生を対象に「防災意識の向上について」等を説明し周知している。また、2021年４月１日より本学オフィシャルホームページの「危機管理ガイド」に地震災害への備えや各種災害対応について掲載しており、さらに学生ポータルサイトにも2023年度に掲載したことで、より周知・対応できている（根拠資料 8-15）。本学側で全学的な体制を整備することはもちろんであるが、日頃から学生も一人ひとりが自覚をもって災害時に適切な行動とれるよう、防災訓練等を行っている（根拠資料 8-16【ウェブ】）。

さらに、近隣の避難場所の提供や一時帰宅困難者の受入れを行っており、災害時に近隣住民が被災した際の備えとして、湘南キャンパス総合体育館を避難施設として使用するため、平塚市と協定を締結し受入れを行っている（根拠資料 8-17）。また、「平塚市地域防災計画」の中で準硬式野球場をヘリコプター臨時離着陸場として指定されている。

以上のことから、施設・設備については教育研究等の環境整備に関する方針に基づいて、教育研究活動に必要な校地及び校舎を有しており、教育研究活動に必要な施設及び設備を考慮し、さらに安全・衛生を確保した整備を行っている。

【情報環境】

本学のネットワーク環境は全国７キャンパスを学術情報ネットワーク（ＳＩＮＥＴ）の仮想大学ＬＡＮサービスで接続しており、湘南キャンパスや学外のデータセンターに設置している全学共通システムをどのキャンパスからでも利用できるよう整備している（根拠資料 8-18)。

校内（建物、建屋間）のネットワークについては、年次計画に基づき、無線ＬＡＮ環境の

拡充や建物間通信の高速化を進めている、これにより、遠隔授業などの学習環境の強化や、研究データの共有などに柔軟に対応できるようにしている。また、ネットワークを安心・安全に利用できるように、不正アクセス、情報漏洩、コンピュータウイルスといった種々の脅威に備えるため、ファイアウォールの整備を行っている。(根拠資料 8-19)。さらに、学内だけでなく、自宅や出張先からも研究室のサーバーやパソコンなど、東海大学の情報機器を安全に利用できるように、ＳＳＬ－ＶＰＮ装置を導入し、いつでも利用できる環境を整えている。(根拠資料 8-20)

教育研究用の情報機器は、定期的にリプレースを実施している。授業や自学で利用できるパソコン室は全キャンパスで 65 室、3,160 台のパソコンを設置している (根拠資料 8-21)。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備としては、教室や食堂など学生が集まる場所を中心に無線ＬＡＮアクセスポイントを設置し、通信状況やアプリケーションの動向調査を行うことで回線整備を行い、遠隔授業にも柔軟に対応できる自由度の高い学習環境を提供している (根拠資料 8-22)。また、各自が所有する情報端末を有効かつ積極的に活用するＢＹＯＤも推進しており (根拠資料 8-23)、マイクロソフト社をはじめとする各種ソフトウェアベンダーとのライセンス包括契約により、オフィスソフトや専門性の高いソフトウェアを無料で提供し学習効果の向上にも寄与している (根拠資料 8-24)。さらに本学のシステムの利用環境について、利用できるシステム、利用方法、授業や学習の前に必ずやること、利用上の注意とマナー、困った時の解決方法等を集約したホームページを作成し提供している。(資料 8-25)。

本学では、学生の自主的な学びを促進するために、主に学生情報システム「Tokai Information Portal Site (本学学生・保護者向け情報サービス) ; 以下ＴＩＰＳ」(根拠資料 8-26) と学習支援システム「Ｏｐｅｎ ＬＭＳ」(根拠資料 8-27、28) を運用・活用している。学生は、ＴＩＰＳを用いることによって、これまでの出席状況・成績状況等の学習履歴を振り返り、授業シラバスや授業に関するアナウンスや配布資料等を適宜確認しながら、履修・学習を効果的に進めることができる。

また、Ｏｐｅｎ ＬＭＳには各授業のコースが用意されており、学生は、教員から提供される授業資料・課題・小テスト・チャット・掲示板などを通じ、自身の状況に合わせて授業内容の理解度を高めることができる。

情報倫理教育については、情報倫理の重要性の理解と啓発を目的として、Ｏｐｅｎ ＬＭＳで情報倫理教育コンテンツ「ＩＮＦＯＳＳ情報倫理」(根拠資料 8-29、30) を提供している。学内においても個人情報の漏洩や閲覧、情報機器の紛失などが生じていること、知的財産保護や侵害コンテンツの利用を防止すること、更には情報知識の欠如により社会的不利益を被らないよう個人の意識やモラルの向上が必要不可欠である。学生は本コンテンツを用いて、いつでも自由にインターネット、著作権、個人情報保護などについて学習できるようにしており、情報社会の一員としてのモラルやセキュリティ意識の向上を目指している。また、教職員に対しても、ＦＤ・ＳＤ研修会を通じて情報インシデントの事例を共有し、再発防止や危機管理意識の向上に努めており、2024 年度は 2025 年 3 月 11 日 (火) にＦＤ研修を実施する予定である 。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

① 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
② 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
③ 学術情報へのアクセスに関する対応
④ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学付属図書館は、７キャンパスの図書館で構成されており、図書の貸出、オンラインデータベースや電子ジャーナルの提供、利用ガイダンス実施、文献複写や図書の取り寄せサービス等を行っている。

付属図書館全体の所蔵資料は、図書 233万冊、雑誌３万種類、データベース等の電子情報59種類、電子ブック16,000タイトルであり、在籍学生数 27,839 人（2023 年５月１日）で除した結果、一人当たりの蔵書数は 81.6 冊となっており、学習・研究支援に必要な学術情報資料を整備している。また全学部の貸出実績調査では平均利用率が20.2%に達しているが、更なる利用率向上のために電子資料の利用促進や比較的利用の少ない資料の入替え等を積極的に進めていく（根拠資料 8-31～34）。

蔵書の質的構成については、「東海大学付属図書館資料収集規程」に基づき、「蔵書構成のバランス」「開設学部に対応した各専門分野資料の計画的、体系的な収集」「カリキュラムに沿った選書」等の方針によって構築している。その他、学生からの購入希望も含め、学生・教員への学習・研究支援に対応するための基礎資料や、教養図書も網羅的に収集している（根拠資料 8-2、35)。また、「東海大学付属図書館資料管理規程」に定める除籍基準を基に蔵書構築のリフレッシュ化を図り、常に適切に整備を行っている（根拠資料 8-36)。

オンラインデータベースや電子ジャーナルは、毎年の利用状況を鑑みながら契約を見直し、図書館予算の大半を占める電子情報の効率的な予算執行を行っている（根拠資料 8-37)。

本学付属図書館の蔵書検索システムＴＩＭＥ-ＯＰＡＣ（ＯＰＡＣ：Online Public Access Catalog）は、本学の所蔵資料を検索することはもとより、国立情報学研究所が提供する学術情報コンテンツ（ＮＩＩ検索)や、国立国会図書館や他研究機関の文献情報を対象とした横断検索により、従来のデータベース毎に文献探索をする方法から一括して複数の検索対象を調査できる環境を提供している。更に、本学が導入しているＯＰＡＣからは貸出期間延長や予約申込み等、非来館型サービスの運用も展開しており、スマートフォンからアプリを使った蔵書検索など、学生の利便性向

上を図っている（根拠資料 8-38【ウェブ】）。

図書館の開館時間についてはキャンパスごとに異なるが、湘南キャンパスでは授業開講期間及び定期試験期間に、月～金曜日（9：00～20：00）、土曜日（9：00～19：00）という体制としている（根拠資料 8-38【ウェブ】）。

学習環境に関しては、レイアウト変更や配置を行い、適切な維持管理に努め付属図書館全体の座席数総計は 1,853 席である（根拠資料 8-39）。

本学付属図書館においては、図書館資料や学術情報サービス等に関する専門知識を有する者を中心に人員体制を構成し、全館職員 81 名（専任 26 名、臨時 30 名、業務委託 27 名）にて各業務を分担して行っている（根拠資料 8-39、40）。

また、付属図書館全体からの情報提供システムとして付属図書館ホームページを開設し、学習や教育研究活動で利用する各種機能をまとめた「図書館ガイド（動画）（図書館ホームページの活用・ＯＰＡＣ検索、貸出・返却・更新、分館案内、新聞・ニュース記事の検索と閲覧、図書の取り寄せ、文献複写の取り寄せ）」を掲載し、利用者が図書館サービスを幅広く活用できるよう情報提供している（根拠資料 8-41【ウェブ】）。

上記の通り、学術情報資料の整備や利用環境・施設の整備、専門知識を有する図書館職員の配置などは、来館型のみならず非来館型の図書館利用を促進し、各サービスの利用統計においてもその効果が表れていることから、実現できているといえる（根拠資料 8-37、42）。また、付属図書館ホームページを利用しながら、図書館窓口にて対面で提供している利用者へのサービスのオンライン上への誘導を滞りなく進め、学生・教員の利便性を損なうことなく適切なサービスを提供している。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

① 大学としての研究に対する基本的な考え方の提示
② 研究費の適切な支給
③ 外部資金獲得のための支援
④ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
⑤ ティーチング・アシスタント（ＴＡ）、リサーチ・アスシタント（ＲＡ）等の教育研究活動を支援する体制
⑥ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

東海大学では、本学の広範な研究活動の有機的結合や、研究・運営・開発の統合化を図り、外部機関との共同研究、受託研究、産官学連携を積極的に推進することを目的に、総合研究機構を設置し、本学全体の研究に対する基本方針として、総合研究機構基本理念を定めている（根拠資料 8-43）。この基本理念は本学が希求する人と社会と自然が共生できる新しい文明社会実現に貢献するための研究活動を積極的に推進する普遍的な考え方を示しており、

適正な研究環境の維持・創造のために法令遵守の精神、厳正な研究倫理の涵養、そして闊達な研究活動の奨励・推進が謳われている。この理念を基に、学園の中長期計画を定めた学園マスタープランにおいても「新たな社会的価値を創造できる研究体制の構築」が掲げられており、中期第２期運営方針・事業計画では「研究費の傾斜配分基準の制定」や「研究所・センターの再編」、「研究支援体制の強化」、「研究基金の創設及び運用」など具体的なテーマを定め理念達成に向け取り組んでいる（根拠資料 1-26、30）。

現在の展開としては、以下の通りである。

【研究費の支給】

教員の個人研究費は学部ごとに配分金額が設定されており、平均支給金額は 30.5 万円である。2023 年度における個人研究費執行額は４億 1665 万円であり、予算に対する執行率は 90％超と、個別教員による研究遂行がうかがえる（根拠資料 8-44）。また、総合研究機構による学内競争的研究資金として、「プロジェクト研究（予算：約 8,600 万円）」（根拠資料 8-45）、「研究奨励補助計画（予算：約 1,000 万円）」（根拠資料 8-46）、「研究スタートアップ支援（予算： 約 1,000 万円）」（根拠資料 8-47）、「論文校閲費補助計画（予算:約 500 万円）」（根拠資料 8-48）、「研究集会補助計画（予算：約 240 万円）」（根拠資料 8-49）、「クラウドファンディング型社会発信研究補助計画（予算：約 1,000 万円）」（根拠資料 8-50）を用意している。

2022 年度における当該施策の実施に対する決算額は約 1 億 1778 万円であり、予算に対する執行率は約 95％に上っている。学内競争的資金としての研究支援施策であり、採択後の外部研究費獲得状況等を参考に、毎年施策の適切性について研究企画委員会にて検証しており、公募要項や採否基準の改訂、社会要請・時代に応じた施策そのものの見直し等を適宜行っている（根拠資料 8-51、52）。

【外部研究費獲得の支援】

外部研究費の獲得支援として、文部科学省科学研究費助成事業（以下、科研費）の採択件数向上を目的とした取り組みがある。この取り組みでは、科研費の採択経験者によるウェビナー、外部機関やＵＲＡ等による研究計画調書の査読、科研費申請書籍の配架等に取り組んでおり（根拠資料 8-53、54）、外部機関の査読支援により採択率の向上傾向がみられている（根拠資料 8-55）。また、科学技術振興機構（ＪＳＴ）や新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）等の公募については、ＵＲＡに加え学長室に所属する専門人材のプロジェクトマネージャーが得意とする５つの分野（「電気電子・情報（ＩＴ）系」、「機械系」、「化学・材料系」、「生物・バイオ系」、「医学系」）について専属支援の体制を組み、競争的資金獲得に向けた応募書類作成のサポートから共同研究に伴う契約のコーディネート、実施計画のサポートや研究成果の知財登録のサポートなどの支援を行っている。

【研究室の整備】

教員の研究室は、個室の付与を基準としてスペース管理基準を設定している（根拠資料 8-56）。2017 年度に各キャンパスにて説明会を実施し、キャンパスや組織独自の運用方法等の理由により、スペース管理基準を元にして複数名で使用している場合がある。

【研究時間の確保】

研究専念時間の確保のため、年平均１週当たりの授業責任時間は、職務区分により、「主に教育・研究を担当：６コマ（12 時間）」「主に教育を担当：10 コマ（20 時間）」「 主に研究を担当：３コマ（６時間）」と定めている。また、専任教員は、授業責任時間を超えて授業を担当することがあるが、担当する授業時間は、年平均１週あたり 10 コマ（20 時間）を限度とすることを定めている。さらに、大学院の専攻及び学科長等の役職・管理職位にある者は、授業担当時間を減ずることができることも併せて定めている（根拠資料 6-22）。

教員の研究水準の向上を図るとともに、教育力を一層充実強化するために、課題に専念できる環境を整備し研究時間および教育開発時間を確保することを目的とした特別研究期間制度がある。この適用を受けることのできる者は、専任教員または特任教員として３年以上勤務し、研究または教育活動に関して、本制度の適用により著しい効果が期待できる者としている（根拠資料 8-57、58）。 これに加え、本学独自に大型外部資金を獲得した教員については、研究に従事する時間を確保する目的で、授業コマ数の軽減を申請することができる制度を整備している（根拠資料 8-59）。この制度の適用者は、2019 年度５名、2020 年度４名、2021 年度４名、2022 年度０名、2023 年度１名、2024 年度０名となっている。

【研究活動の人的支援】

本学では、東海大学教育補助学生規程（根拠資料 6-20）に基づき、大学院学生の教育経験と奨学に寄与するとともに，本学における教育機能の充実を図るため，学部の授業（実験・実習・演習科目等）における教員の教育補助者として、ティーチング・アシスタント（ＴＡ）を採用している。ＴＡは学部授業の出欠の確認・記録や授業中発言の記録、実験準備や実験中の受講生サポート、片付けなどの業務を行い、教員の負担軽減に貢献している。この制度は全学部対象に展開され、各キャンパスにてＴＡを採用している（根拠資料 8-60）。

さらに、研究支援の環境提供の一環として、東海大学特定研究員規程（根拠資料 8-61）に基づき、大学が戦略的に実施する特定課題、文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金の課題等の研究代表者又は研究分担者のもと、共同研究者又は研究補助者として、ポストドクター（ＰＤ）、ポストマスター（ＰＭ）、リサーチアシスタント（ＲＡ）を採用している。 採用者には研究専念の義務があり、特定の研究に従事して研究の促進に貢献している。 特にＲＡについては所定の勤務記録と作業内容を付記した出勤簿を作成して所属長が承認の後、事務部門が確認をしている。

【オンライン教育の支援】

また、オンライン教育の実施においては、学生情報システム「Tokai Information Portal Site（本学学生・保護者向け情報サービス）;以下ＴＩＰＳ」（根拠資料 8-26）や学習支援システム「Ｏｐｅｎ ＬＭＳ」（根拠資料 8-27、28）の利用マニュアルを作成して本学オフィシャルホームページにて公開している。加えて、教員からの種々問い合わせ、データ登録、動作検証、情報提供なども行うとともに、障害発生時には早期復旧に注力し教育システムを円滑に利用できるようにしている。

以上のとおり、「学校法人東海大学総合研究機構基本理念」に基づき、教育研究活動促進のための環境並びに支援施策等を行っており、教員に対する支援（学内競争的資金による資金面の支援、外部研究費獲得に対する体制面の支援、研究専念時間・環境確保のための体制面の支援など）については十分な活用がされており、また、それぞれの取り組みにおいては中期事業計画において、改善に向けた検討・行動が毎年実施しており、適切な支援が行われている、または適切な支援に向けた活動が展開されていると評価できる。

8.1.5.研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み
①規程の整備
②教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供
（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
③研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、「東海大学教育および研究に携わる者の行動指針」（根拠資料 8-62【ウェブ】）を定め、これを教職員に徹底し、研究倫理と法令遵守に根ざした教育研究活動を展開している。そして、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和３年２月１日改正　文部科学大臣決定）」（根拠資料 8-63）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年８月 26 日文部科学大臣決定）」（根拠資料 8-64）に基づき、東海大学における研究活動に係わる不正防止と研究費及び競争的資金等の運営・管理を適正に行うために関連委員会の設置、各種規程を整備している（根拠資料 8-65）。

この研究活動に係る不正防止、研究費の適正な運営・管理及び不正が生じた場合における適正な対応を行うために、学長を最高管理責任者とし、研究倫理の向上、不正行為の防止及び研究費の運営・管理等に関し、本学全体を統括する不正防止対策統括責任者として副学長（理系担当）がその責を担っている。

副学長（理系担当）を委員長とする東海大学研究活動の不正防止対策委員会は、学内における研究活動の不正防止に関する啓発や不正防止対策に関する検討及び実施の役割を担っている。さらに、学内の研究活動に関わる研究者等に対する不正行為の事前防止及び公正な研究活動の推進のため、研究倫理教育全般について検討を行う東海大学研究倫理教育推進委員会の設置、研究組織の役割分担とデータ保存に関する規程を整備している（根拠資料 8-65、66）。なお、本学では、研究活動の不正防止及び公的研究費の適正管理のための体制を、「東海大学における研究活動の不正防止対策推進体制」として、本学オフィシャルホームページに掲載し学内外へ周知・公表している（根拠資料 8-67【ウェブ】、68）。

本学では、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を合わせて、「研究倫理教育」として対象者別に３区分で実施している（根拠資料 8-69）。全教員、研究員及び研究支援業務に携わる事務職員を対象とする区分では、研究倫理教育受講後の有効期限は３年である。大学

院生には、指導教員が毎年研究倫理教育を実施しており、学部生に対しては、在学中に必ず受講できるよう各学部・学科が受講時期、回数等を定め、毎年実施している。

各区分における実施・受講状況は、研究倫理教育推進委員会事務局が確認しており、学部長会議に報告し、未実施・未受講者へ働きかけるよう依頼して受講率向上に努めている（根拠資料 8-70）。2024 年度が新たな研究倫理教育の実施年となったことから研修プログラムを刷新し、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニング研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]を導入した（根拠資料 8-69）。なお、2023 年度の実施にあたっては、年度中の退職者を除く実績ベースの受講率は教職員 100%を達成した（根拠資料 8-71）。

研究活動の不正行為等について調査事案が発生した際には、東海大学研究活動の不正防止対策委員会の指示に基づき、予備調査を経て不正調査委員会が学内審査機関として機能する。この委員会は、不正防止対策統括責任者である副学長（理系担当）が委員長に指名され、委員の半数以上を外部有識者としている（根拠資料 8-65）。なお、研究活動における不正告発相談窓口及び公益通報等の窓口（根拠資料 8-72）についても整備しており、2022 年度から新たに不正告発相談窓口に外部の弁護士事務所を加え、透明性の確保に努めている。

そして、公的研究費及びそれに準じる研究費の不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うための責任体制は、学長を最高管理責任者、学長の命を受け実質的に研究費の適正執行を担う不正防止対策推進責任者として学長室の部長や部長不在部署の課長、各キャンパスにおける研究費適正執行に直接的に関わる不正防止対策推進責任者としてプロボストや学部長、研究科長をそれぞれ定めている。更に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（実施基準）の改訂に伴い、内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画や監事、内部監査部門（法人監査室）との連携を強化し、不正防止システムの構築を行っている（根拠資料 8-68）。

これらに加えて 2022 年度より改訂された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために、１.ガバナンスの強化、２.意識改革、３.不正防止システムの強化という３項目を柱に不正防止対策を強化するよう求めている。本学ではその対応として 、内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画、監事や内部監査部門（法人監査室）との連携を強化し、不正防止システムの構築を行い、監事、法人監査室、公認会計士、学長室（研究推進）、学長室（渉外）で構成する不正防止連携ミーティングを定期的に実施し、研究費の不正防止に対し取り組みを推進している（根拠資料 8-68）。

利益相反に関する問題については、本学は、利益相反という問題に適切に対処するため、必要な体制を整備し、啓発活動、情報の公開に鋭意努力し、本学が組織としての信用を損なうことなく社会的信頼（インティーグリティー）が高まるような産官学連携活動を推進することにより、建学の精神に掲げる“調和のとれた文明社会の建設並びに発展”に寄与するため、「学校法人東海大学利益相反ポリシー」（根拠資料 8-73）を定めている。また、利益相反のマネジメントについては、「学校法人東海大学利益相反に関する規程」（根拠資料 8-74）に基づき、利益相反相談

室，利益相反マネジメント委員会，利益相反委員会及び不服審査委員会を置き，その任に当たる体制を整え、適正な運用を図っている。

ヒトを対象とした研究については、東海大学「「人を対象とする研究」に関する指針」（根拠資料 8-75）を策定し、本学における人を対象とする研究が、ヘルシンキ宣言、国の関連指針及び個人情報保護に関する法律等を遵守した上で、適正に実施されるように、実験及び調査等を計画し実施する際に遵守すべき事項を示している。この指針に基づき、「東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会規程」（根拠資料 8-76）において倫理委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定め審査をおこなっている。臨床・基礎研究等に関する利益相反問題を多く含む伊勢原キャンパスにおいては、別に規程を定めている（根拠資料 8-77）。

安全保障輸出管理については、本学が教育研究機関として、学術研究の健全な発展、国際的な平和及び安全維持のための責任を果たすため、外国為替及び外国貿易法とその関係法令が定める安全保障輸出管理の適切な実施に必要な事項を「東海大学安全保障輸出管理規程」（根拠資料 8-78）にて定め、該非判定及び取引審査を適切におこなっている。

動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項については、「東海大学動物実験規程」（根拠資料 8-79）に定め、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」を踏まえ，日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年６月）」を参考に、東海大学における動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管等を科学的観点，動物愛護の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から適正に動物実験を行っている。

以上述べてきたとおり、「東海大学教育および研究に携わる者の行動指針」に照らし、研究倫理を遵守するための必要な措置が適切に取られていると評価できる。今後は、内部監査結果も含めて検証し、それぞれの取り組みにおける透明性・公平性を担保した評価指標を設定し、それに伴う改善策の推進を継続的に実施していく。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究環境の適切性に関する点検・評価の一つとして、毎年度、学生の卒業にあたってのアンケートを、全学部学科の学生を対象として実施している（根拠資料 7-53）。

2023年度のアンケート結果では、キャンパスライフにおける教育環境の整備について学

生から意見が出されており、食堂や 無線ＬＡＮ環境等への要望事項が示されている。これらの意見については、学部長会議へ報告を行った後、各学部・センター・事務部門等において関連する指摘や問題点についての改善案の検討を行い、改善策について再び学部長会議で報告が行われることで、順次改善策の導入を行っている（根拠資料7-53、8-80、81）。

【施設・設備】

施設面の点検評価では、各機関の管理部署が事業別・目的別内訳表を作成しており、その中で事業の背景、コンセプト、想定される効果を教職員の視点から記載している。また、実施後の効果検証も記載して、全国キャンパスの整備が適正に進められているかの検証を行い、今後の計画への改善・向上を図っている（根拠資料 8-80）。

【図書館】

図書館、学術情報サービスの適切性に関する点検・評価の一つとして、「東海大学付属図書館規程」に基づき、東海大学付属図書館運営委員会と東海大学付属図書館図書委員会を設置し、各委員会を開催している。この委員会では教育及び研究活動に必要な資料の収集状況や、図書館の管理運営、利用者からの要望等について、各種資料や利用統計等を元に、実施している施策の適正性や効果等の検証を行い、その結果を元に、次年度の図書館運営や必要な環境整備を展開する体制をとっている（根拠資料 8-81～84）。例えば、図書館ガイドの動画コンテンツについては、学生の利用のみならず授業等における教員の図書館利用方法説明への活用を目的として整備している（根拠資料 8-41）。

【情報環境】

情報環境については、より洗練されたシステムの台頭や技術革新などにより計画当初の想定を超える場合が少なくなく、日常的に寄せられる学生や教職員からの照会、不具合情報、改善要求、卒業にあたってのアンケート結果などを踏まえ、関連ベンダーと情報交換、技術検証や分析を行ったうえで軽微な設定変更や設備の改修・増設は、直ちに対応を行っている（根拠資料 8-85）。さらに、教育研究等環境として適切と判断される技術や設備は、定期のリプレース計画に盛り込むことで改善に向けて取りくんでいる（根拠資料 8-86）。

また、定期のリプレース計画においては、関連ベンダーとの定例会での稼働実績や諸問題の共有をはじめ、最新の技術動向やサービスなどの情報収集と将来予測、実施計画に関するキャンパス間調整、関連ベンダーへのＲＦＰ（Request for Proposal；提案依頼書）の提示などを通じ、先進性、経済性、安定性、セキュリティなどを考慮したうえで、学部長会議や情報システム委員会などの審議を経て、最新技術を導入するようにしている。

2024 年度は、新型ファイアウォールの教育研究系ネットワークへの展開、全キャンパスの学術情報ネットワーク（ＳＩＮＥＴ）接続回線の見直し、ＢＹＯＤ（Bring Your Own Device）の取り組み計画の策定、無線ＬＡＮアクセスポイントの増設などを通じ教育研究等環境を改善している（根拠資料 8-22）。

【研究環境】

教育研究活動促進のための環境並びに支援施策等に関する点検・評価は、「学校法人東海

大学総合研究機構基本理念」に基づき、総合研究機構運営委員会及びその小委員会である研究企画委員会にて実施する施策の適切性や効果等の検証・検討を行い、次年度の施策の企画に反映している（根拠資料 8-87～89）。

具体的には、施策の１つである「クラウドファンディング型社会発信研究補助計画」については、内部で用意できる研究助成資金には限界があるとの認識から、外部からの研究費を安定的に確保し、社会還元を分かりやすく示す手法として検討が始まり、研究企画委員会での審議、総合研究機構運営委員会での承認を経て2021年度から総合研究機構の施策として展開している。導入４年目となる2024年度は、審査採択案件３件の内１件が目標資金獲得を達成することができなかった。導入後初の未達案件となり、次年度以降の支援について継続的に検討し、引き続き学内での利活用を図る予定である。

また、研究倫理教育及び研究費の不正利用防止に関する点検・評価は、「東海大学教育および研究に携わる者の行動指針」に照らし、不正防止対策委員会にて取組みの実施状況と発生事例の対応を協議している（根拠資料 8-90）。特に研究費の不正利用防止については、今後、内部監査結果も含めて検証し、それぞれの取り組みにおける透明性・公平性を担保する改善策の推進を継続的に実施できるよう、必要に応じた整備を行う必要があると考える。

以上のように、教育研究等環境の整備に関わる各担当（学長室施設設備担当、情報担当、図書館担当、研究推進担当）は、各種規程、方針、年次計画等に基づいて施策を実施し、その適切性については「卒業にあたってのアンケート」も参考にして毎年度自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書（全学）を作成し、大学評価審議会に提出している(根拠資料4-65)。自己点検・評価報告書（全学）の提出を受けた大学評価審議会は、自己点検・評価委員会に内容の点検を指示する。自己点検・評価委員会には作成担当部署の所属長が委員として参加しており、大学基準協会が提示している点検・評価項目に沿って、相互に点検・評価している。

自己点検・評価委員会での点検結果は作成担当部署にフィードバックするとともに、大学評価審議会に報告し、大学評価審議会で全学的な課題と判断した場合は、学長に報告する。このプロセスを通じて、教育研究等環境の適切性を定期的に点検・評価し、改善・向上に取り組んでいる。

8.2.長所・特色

学生の学習や教員による教育研究活動に関する環境や条件を整備するための基本方針（根拠資料8-1【ウェブ】）を定め、公表している。この方針に基づき必要な校地等を有し、教育研究活動に必要な施設及び設備の整備に努めている（根拠資料8-5～8、11、56）。全学的な校舎・施設のバリアフリー化についても、積極的な改善に取り組むこととしている。

学術情報サービスを提供するための体制としての図書館は、湘南キャンパスをはじめとして７キャンパスで10図書館を有し、各館で緊密に連携している（根拠資料8-38、40）。

教育研究活動を支援する環境や条件の適切な整備に関しては、「学校法人東海大学総合

研究機構基本理念」（根拠資料8-43）に基づき、研究費に関するルール、外部資金獲得支援施策の実施（根拠資料8-45～50、53、54）、研究時間確保（根拠資料8-58、59）や支援人材の採用（根拠資料8-60、61）などに幅広く対応し、教育研究活動の促進を図っている。中でも、外部資金獲得支援のひとつであるロバスト・ジャパン社の申請書レビューサービスの利用は、特に若手研究における採択率向上に効果を有している傾向がみられており（根拠資料8-55）、複数年の利用による効果検証並びに採択率の向上施策を継続して行うこととしている。

研究倫理を遵守するための必要な措置・対応に関しては、文部科学省の発出する各種ガイドライン（根拠資料8-63、64）を遵守し、学内における研究不正防止体制や組織的な管理運用体制を構築している（根拠資料8-62、65～69、72～79）。2024年度は研究倫理教育のツールとして、eL CoRE（日本学術振興会制作）を導入し、受講者利便性を更に高める取り組みを行った（根拠資料8-69、70）。

教育研究等環境の適切性に関する定期的な点検・評価については、一例として卒業時アンケートを実施しており、キャンパスライフにおける教育環境への整備について学生の意見を抽出する機会としている（根拠資料8-9、85）。学生からの意見・要望等に対して、学部長会議での報告後、各学部・事務部門等において検討し、改善策を再び学部長会議へ報告し、対応可能なものから改善に取り組んでいる。さらに、改善内容を学生へ公開する等、組織的に改善・向上を図っている。

8.3.問題点

本学のネットワーク環境は限られた予算を有効に使用できるよう年次計画で整備をおこなっており、できるだけ学生や教職員からの改善要求に沿えるよう関連ベンダーと調整をして進めている。しかしながら現実には、機材性能や要求環境が日々進化しており、整備実施時期によりキャンパス間や建物間で通信性能の差が生じている。具体的には、教室や学生が集う場所を中心に無線ＬＡＮアクセスポイントを設置しているが、利用人数の増加やマルチデバイス化の進展、コンピュータシステムの通信セッション数の増加などにより無線ＬＡＮに接続しにくい場所や無線通信が安定しない場所が見受けられる。また、通信障害の原因特定にも時間を要する場合がある。

また、個人研究費の支給、研究室の付与、リサーチアシスタント等の教育研究活動支援については、その適切性の検証が長らくされておらず、現行体制の評価と必要に応じた改善の検討を適切な会議体等で評価し改善策を検討する時期であると認識している。

図書館については、耐震工事の影響で中央図書館が休館中であり学習や閲覧に供するスペースが一時的に縮小している。また、中央図書館の蔵書を外部倉庫に別置しているため、閲覧希望者には取り寄せで対応せざるを得ない状況にある。学生や教職員からも図書館サービスの改善やオープンサイエンス時代に即した機能が求められており、ライブラリ・スキーマの策定とともに学習と研究の拠点に資する新しいコンセプトを盛り込んだ中央図書館の早期の再開を目指している。

校舎・施設のバリアフリー化については、湘南キャンパス１号館、10号館、20号館、清水キャンパス３号館、８号館等で新設や改修工事の実施、エレベーターの設置が実現できたが、全学的にはまだ十分とは言えない。耐震化とともに校舎・施設の改修・改築に関する年次計画において、順次対応を計画している。

8.4. 全体のまとめ

学生の学習や教員による教育研究活動に関する、環境や条件を整備するための方針として、「教育研究等の環境整備に関する方針」を定め公表しており、この方針に基づき、必要な校地及びキャンパスを有し、かつ運動場、ネットワーク環境、及び学生の自主的な学習を促すためのラーニングコモンズ等、教育研究活動に必要な施設及び設備の整備に努めている。しかしながら、全学的なキャンパス・施設のバリアフリー化については、現状では不十分であると認められ、今後、積極的な改善を図るものである。

学術情報サービスを提供するための体制としての図書館は、湘南キャンパスをはじめとして７キャンパスで 10 図書館を有し、各館緊密に連携している。

教育研究活動を支援する環境や条件の適切な整備に関しては、「学校法人東海大学総合研究機構基本理念」に基づき、研究費配算及び学内競争的研究資金の設定、科学研究費補助金等の外部資金獲得支援施策の実施の他、研究時間確保やＴＡ、ＲＡの採用など幅広く適切に対応し、教育研究活動の促進を図っている。

研究倫理を遵守するための必要な措置・対応に関しては、文部科学省による公的研究費の管理・監査及び、研究活動の不正対応等に関する各種ガイドラインを遵守し、学内における研究不正防止対策に対する委員会や、組織的な管理運用体制を構築している。

教育研究等環境の適切性に関する定期的な点検・評価については、その一つとして、毎年度、学生に対する卒業にあたってのアンケートを実施しており、キャンパスライフにおける教育環境への整備について学生から意見が出ている。これらの意見・要望等は、学部長会議へ報告した後、各学部・事務部門等において検討後、改善策を再び学部長会議へ報告し、さらに改善内容を学生へ公開する等、組織的に改善・向上を図っている。